

平成29年7月から個人事業税の口座振替納税の領収証書の送付を取りやめます

個人事業税を口座振替により納付いただいた方には、取扱金融機関から領収証書を送付してきましたが、平成29年7月以降（※1）の振替分について送付を取りやめさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○納税の確認方法について

口座振替をご利用いただいている納税者の皆さまには預金通帳等により口座振替の履歴を確認いただくこととなりますので、領収証書に代わり、納税通知書および通帳等を保管していただくこととなります。なお、振替納税を確認できる書面が必要な場合には、振替納税者の方からの申請に基づき、口座振替済確認書（※2）を発行します。詳しくは下記県税事務所へお問い合わせください。

平成29年1月から個人事業税を含む県税のコンビニ納付を開始しています

これまで自動車税に限っておりました県税のコンビニエンスストアでの納付について、平成29年1月以降、個人事業税を含む県税についても納付いただけるよう取扱税目を拡大しています。

ただし、口座振替納税をご利用の方にお送りする納税通知書は、金融機関の窓口やコンビニ等での納付にはご使用いただけない仕様となっております。今後の納付方法を金融機関での窓口納付やコンビニ等での納付に変更される場合は、「口座振替停止届（※3）」を提出いただく必要があります。

なお、納付金額が30万円を超える場合は、コンビニ納付をご利用いただくことはできません。

※1 個人事業税は定期課税（第1期納期限：8月末日、第2期納期限：11月末日）以外に、随時に課税する場合があります。定期課税・随時課税の区分に関わらず、平成29年7月以降に納期限（振替日）の到来する分について領収証書の送付を取りやめさせていただきます。

※2 口座振替済確認書は納税証明書として利用することはできません。

※3 平成29年8月に予定される定期課税第1期分から口座振替の停止を希望される場合は、取扱金融機関を経由して、6月末日までに県税事務所に口座振替停止届を提出いただく必要があります。

お問い合わせ先：

総務部税政課	077-528-3211	西部県税事務所	077-522-9805
南部県税事務所	077-567-5406	中部県税事務所	0748-22-7706
東北部県税事務所	0749-65-6606		